

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた

## 中小事業者への支援

—問い合わせは、産業振興センター家賃助成担当☎5347-9135へ。

	店舗家賃助成金	廃業経費補助金
概要	持続化給付金の対象となる中小事業者が営む区内店舗の負担軽減を図るため、4・5月分の家賃を減額したオーナーに家賃の一部を助成 ※店舗とは、来店する一般消費者に、商品の販売やサービスの提供を行う施設であること（主たる目的がオフィス、倉庫、作業所、駐車場、居住用等の場合を除く）。	区内で店舗を営み、4・5月に廃業した個人事業者等の廃業に係る負担軽減を図るため、廃業後に発生する経費を助成
対象者	家賃を減額したオーナー	廃業した個人事業者等
助成額	減額分の2分の1（1店舗につき上限20万円）	廃業後に発生する店舗の家賃相当分（上限90万円）
申請方法	原則、産業振興センター（〒167-0043上荻1-2-1Daiwa荻窪タワー2階）へ郵送	原則、産業振興センターへ持参
申請書類	産業振興センターで配布。または区ホームページから取り出せます	
申請期限	8月31日（消印有効）まで	

※詳細は、区ホームページを参照。

## 雇用調整助成金の申請支援窓口を設置しています

国の「雇用調整助成金」の申請をサポートするため、ウェルファーム杉並（天沼3-19-16）に申請支援窓口を設置しています。制度の説明や申請書類の記入のサポート等を社会保険労務士が行います。電話で予約が必要です。

☎産業振興センター就労・経営支援係☎5347-9077



## ひとり親世帯の皆さんへ

## 臨時特別給付金を支給します

新型コロナウイルス感染症の影響を受けているひとり親世帯の生活を支援するため、下記のとおり臨時特別給付金を支給します。いずれも対象となる方には区からお知らせを発送しますので、**申請手続きは不要です**。希望しない場合は、届け出書を提出してください。詳細は、お知らせ、または区ホームページをご覧ください。

—問い合わせは、子ども家庭部管理課子ども医療・手当係☎5307-0785へ。

### 区独自の支援

#### 児童育成手当を受給している方

- ◆支給対象者  
区から5月分の児童育成手当を受給している方
- ◆お知らせ送付時期  
6月18日に発送しました。対象となる方でお知らせが届いていない方は、お問い合わせください。
- ◆支給額  
児童1人につき1万5000円（1回限り）
- ◆支給時期  
7月13日以降に、児童育成手当を受給している口座に振り込み

#### 児童扶養手当を受給している方

- ひとり親世帯臨時特別給付金（基本給付分）
- ◆支給対象者  
区から6月分の児童扶養手当を受給している方
  - ◆お知らせ送付時期  
7月上旬
  - ◆支給額  
1世帯5万円。第2子以降1人につき3万円（1回限り）
  - ◆支給時期  
7月下旬以降に、児童扶養手当を受給している口座に振り込み

●収入が減少したひとり親世帯等を対象にした「ひとり親世帯臨時特別給付金」（要申請）については、申請方法等の詳細が決まり次第、「広報すぎなみ」や区ホームページなどでお知らせします。問い合わせは、厚生労働省ホームページまたは同コールセンター☎0120-400-903もご利用ください。

## 感染症防止対策

区立施設・区事業を段階的に再開しています。利用者・参加者の皆さんも下記の対策にご協力をお願いいたします。

- 体調不良者の利用自粛
- マスク着用や手洗い・手指消毒の励行
- ソーシャルディスタンスの十分な確保
- 室内の定期的な換気
- 大声での発声、歌唱、声援等が生じる活動の自粛



## 特別定額給付金(1人につき10万円)の申請はお済みですか？

—問い合わせは、杉並区特別定額給付金コールセンター☎0120-798-063（土・日曜日、祝日を含む午前8時半～午後6時半）へ。

区が各世帯主へ発送した郵送申請書類に必要な事項を記入し、「本人確認書類」と「受取口座の確認書類」の写しを添付の上、返信用封筒（切手不要）により、申請してください。申請期限は、**8月24日（消印有効）**です。

基準日（4月27日）現在、区に住民登録のある方で、申請書がまだ届いていない方は、上記コールセンターへお問い合わせください。

### 給付金詐欺にご注意ください

区や国から、以下のようなことをお願いすることは、絶対にありません。

- ATMの操作
- 受給のための手数料の振り込み
- メールを送り、URLのクリックによる申請依頼 など





## 後期高齢者医療制度のお知らせ

——問い合わせは、国保年金課高齢者医療係 ☎5307-0651へ。

8月1日から保険証の大きさは  
カードサイズになります



### 後期高齢者医療被保険者証を送付します

現在ご使用の「後期高齢者医療被保険者証」(以下、「保険証」)の有効期限は7月31日です。8月1日からの保険証を、7月15日以降に簡易書留で送付します。

カードサイズになった新しい保険証の色はオレンジ色で、有効期限は4年7月31日です。また、医療機関等での窓口支払いの自己負担割合(1割または3割)が記載されているのでご確認ください。

有効期限が過ぎた保険証は、個人情報に留意の上、ご自身で破棄するか、国保年金課高齢者医療係(区役所東棟2階)またはお近くの区民事務所へ返却してください。

### 限度額適用・標準負担額減額認定証/限度額適用認定証について

現在、「限度額適用・標準負担額減額認定証」「限度額適用認定証」(以下「認定証」)をお持ちの方で引き続き交付基準に当てはまる方には、上記保険証とは別に、8月1日から使用する認定証を7月20日以降に普通郵便で送付します。有効期限が切れた認定証は破棄または返却してください。

現在、認定証をお持ちでない方で、交付基準(次の①または②)に当てはまる方は、申請により認定証が交付されます。

①自己負担割合1割の方で、世帯全員が住民税非課税

②自己負担割合3割の方で、同世帯の後期高齢者医療被保険者全員の2年度住民税課税所得がいずれも690万円未満

認定証と保険証を合わせて医療機関に提示すると、支払いの一部負担金は月当たりの限度額までとなります。自己負担割合1割の方は、入院時の食事代も減額されます。

### 後期高齢者医療保険料の通知を7月中旬に送付します

2年度は2年に1度の保険料率見直しの年にあたり、均等割額を4万4100円に、所得割率を8.72%に改定しました。保険料決定通知書には年間保険料額とその根拠が、納入通知書には納入方法を記載しています。納付書が同封されている場合は、納付書に記載されている場所で期限までに納めてください。同封されていない場合は、年金からの引き落とし、または口座振替となります。

### ○均等割額の軽減について

同一世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の「総所得金額等を合計した額」をもとに、均等割額を軽減しています。

国が特例として実施してきた、総所得金額等の合計額が33万円以下の方の軽減は、介護保険料軽減の拡充等と併せて見直されました。

### ○保険料の徴収猶予・減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方は、保険料の徴収猶予・減免などの相談を受け付けています。

### 確定申告期限延長による影響について

確定申告および特別区民税・都民税の申告期限が延長されたことに伴い、申告の内容が自己負担割合や認定証の適用区分の判定、保険料の算定に反映されていない場合があります。申告した内容が判明し、自己負担割合や認定証の適用区分、保険料額が変更になった場合は、変更決定の通知書等を改めて送付します。

## 70～74歳で国民健康保険加入の方へ

## 高齢受給者証を送付します

現在ご使用の「東京都国民健康保険高齢受給者証」(以下「高齢受給者証」)の有効期限は7月31日です。8月1日から使用する高齢受給者証を、7月中旬に簡易書留で世帯主宛てに送付します。

有効期限が過ぎた高齢受給者証は、個人情報に留意の上、ご自身で破棄するか、国保年金課国保資格係(区役所東棟2階)またはお近くの区民事務所に返却してください。

### 負担割合の判定基準

8月～3年7月までの負担割合は、元年中の所得状況で判定します。判定の対象者は同一世帯の70～74歳の国民健康保険加入者です。

### 2割負担

対象者全員の住民税課税所得金額が145万円未満  
または対象者全員の旧ただし書き所得の合計が210万円以下

### 3割負担

対象者のうち、1人でも住民税課税所得金額が145万円以上かつ対象者全員の旧ただし書き所得の合計が210万円を超える  
※3割負担の場合でも、元年中の収入の合計が下表の基準に該当する場合は、申請により2割負担になります。

### 〈3割負担の方が申請により2割負担になる基準表〉

対象者	基準額
1人の世帯	● 収入が383万円未満 ● 収入が383万円以上かつ同一世帯の後期高齢者医療制度への移行者との収入の合計が520万円未満
2人以上の世帯	収入の合計が520万円未満

確定申告および特別区民税・都民税の申告期限が延長されたことに伴い、申告した内容が負担割合の判定に反映されていない場合があります。申告した内容が判明し、負担割合が変更になる場合は、高齢受給者証を改めて送付します。

☎国保年金課国保資格係

## ダイオキシソ類調査結果

### 〈大気中ダイオキシソ類調査結果〉

単位:pg-TEQ/m<sup>3</sup>

調査地点	元年 5月22日 ～29日	8月21日 ～28日	11月13日 ～20日	2年 2月7日 ～14日	元年度 年平均値	平成30年度 3調査地点の 年平均値
井草森公園	0.011	0.0099	0.014	0.024	0.015	0.016
大宮前体育館	0.010	0.012	0.014	0.023	0.015	0.018
郷土博物館	0.0087	0.013	0.013	0.018	0.013	0.016

※環境基準=0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup>以下。

### 〈河川ダイオキシソ類調査結果(水質)〉

単位:pg-TEQ/l

調査地点	元年 8月1日	2年 2月19日	元年度 年平均値
宮下橋(神田川)	0.14	0.075	0.11
佃橋(神田川、玉川上水放流口)	0.28	0.079	0.18
尾崎橋(善福寺川)	0.064	0.064	0.064
和田見橋(神田川)	0.10	0.065	0.083

※環境基準=水質:1pg-TEQ/l以下。

区は、「杉並区ダイオキシソ類の発生抑制に関する条例」に基づき、区内のダイオキシソ類による汚染の状況についての調査測定を定期的実施しています。元年度に実施した調査結果は、大気・河川とも環境基準値内の濃度でした。

\* ダイオキシソ類とは、ポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシソおよびコプラナーPCBを合わせたものです。  
\* 1pgは1兆分の1gです。  
\* TEQとは、ダイオキシソ類の毒性の強さは種類により異なるため、最も毒性の強いダイオキシソの量に換算したものです。

- 「杉並区ダイオキシソ類の発生抑制に関する条例」により、簡易焼却炉での焼却や野焼きなどは原則禁止されています。
- 家庭用簡易焼却炉の無料回収を希望する方は、お問い合わせください。なお、固定式や人力で運べないものは対象外です。
- 煙や臭いの苦情が寄せられています。落ち葉のたき火は控えましょう。

☎環境課公害対策係